

# 再 評 価 書

事業名	一般国道167号鶴方磯部バイパス	事業区分	道路事業	室名	道路整備室 (志摩建設事務所)
事業概要	工期 (下段：前回)	S61年度～H27年度	全体事業費 (下段：前回)	13,346百万円 (負担率：国5.5：県4.5)	
		S61年度～H24年度		13,346百万円 (負担率：国5.5：県4.5)	
事業目的及び内容					
<p>■当該路線の状況</p> <p>一般国道167号は、三重県志摩市阿児町を起点として、鳥羽市を經由し伊勢市通町の一般国道23号に至る延長約41kmの道路です。</p> <p>当路線は、伊勢・鳥羽地域と志摩地域を連絡するとともに、志摩市内においては、市域を南北に縦断する道路であり、沿線地域の生活・産業・観光を支える道路です。また、大規模な災害時には、避難・救助、物資の供給、諸施設の復旧等の広範な応急対策活動に利用される『緊急輸送道路』に指定されています。</p> <p>しかし、現道は、志摩市磯部町の志摩磯部駅、阿児町の鶴方駅周辺の市街地を通過すること、周辺に志摩スペイン村をはじめとする観光施設が多数あることから、市街地において、朝夕や休日・観光シーズンには慢性的に渋滞しています。</p> <p>■事業目的</p> <p>志摩市市街地の交通渋滞を解消し、安全で円滑な交通の確保を図ります。</p> <p>■事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画期間 30年間(昭和61年度～平成27年度)</li> <li>・全体事業費 13,346百万円(工事費：9,227百万円、用地補償費：4,119百万円)</li> <li>・計画延長 L=7,650m (起点)志摩市阿児町鶴方～(終点)志摩市磯部町日間</li> <li>・幅員 W=6.5(12.25)m</li> <li>・主要構造物 磯部トンネル 橋梁 5橋</li> </ul>					
事業主体の再評価結果					
<p>1 再評価を行った理由</p> <p>平成17年度に再評価を実施後、一定期間(5年)が経過し、事業継続中であるため、三重県公共事業再評価実施要綱第2条(3)に基づき再評価を行いました。</p>					
<p>2 事業の進捗状況と今後の見込み</p> <p>2-1 事業の進捗状況</p> <p>① 平成21年度末の事業進捗率は、83%(用地97%、工事77%)となっています。</p> <p>② これまでに起点側1,280m、終点側2,930mを供用し、残区間は磯部町穴川から阿児町鶴方までの3,440mです。</p> <p>③ 用地取得に期間を要していることから、完了予定年度を平成27年度としました。</p> <p>2-2 今後の見込み</p> <p>平成27年度の全線供用に向け事業を推進します。</p>					
<p>3 事業を巡る社会経済状況等の変化</p> <p>現道は、朝夕、休日や観光シーズンに志摩市市街地における渋滞が続いており、当該事業の必要性に変化はありません。</p> <p>また、県立志摩病院は、長年にわたり志摩地域の救急医療を担っていますが、医師数の減少により、平成21年3月から内科、平成22年7月から外科の救急体制が縮小され、志摩市内から伊勢市への救急搬送が増加しています。このことから、救急車両の円滑な通行のため、当該事業への期待が高まっています。</p>					

4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元の意向の変化等

4-1 費用対効果分析

○事業区間全体の費用対効果分析の結果は、

走行時間短縮便益 480億円

走行経費減少便益 70億円

交通事故減少便益 13億円

総便益 564億円

総費用 190億円

費用便益比は、「3.0」となります。

○通行車両1台・km当りの換算コスト 9円/台・km

4-2 地元の意向

伊勢志摩地区連絡協議会、伊勢志摩地区広域市町村圏議長会から、朝夕の通勤時間帯や観光シーズンには交通渋滞が日常化し、観光客だけでなく救急医療など地域住民の日常生活にも大きな支障が生じているとして、鶴方磯部バイパスの早期完成を強く要望されています。

5 コスト削減の可能性や代替案立案の可能性

5-1 コスト削減

橋梁整備において、少数主桁の採用による建設コストの削減を図っています。

また、切土法面の法尻部にコンクリート張工を施工し、除草に要する維持管理コストの削減を図っています。

5-2 代替案

事業の進捗状況及び費用対効果分析結果から、代替案はありません。

再評価の経緯

当該事業は、昭和61年度に事業着手し、これまでに平成12年度、平成17年度に再評価を実施しています。

平成17年度の再評価においては、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承されています。ただし、次の点について意見をいただいています。

①今後、全体計画の工事内容について変更があった場合は、その経過について詳細に説明するべきである。

②道路整備は多様な目的を持っているものと考えられる。したがって、今後は、道路整備の目的を主たる目的と副たる目的に分けるとともに、効果についても定量的と定性的に分けてわかりやすく説明されたい。

③費用便益比については、単に計算結果表のみを添付するのではなく、その見方及び考え方を箇条書きするなどわかりやすい説明に努めるとともに、日当たり交通量及び事業費を交通車両1台当たりに換算したコストを明確にされたい。

④コスト削減については、いつの事業実施時点に比べてどのような取り組みを行い、いくら削減したのか、について説明されたい。

⑤盛土の耐震性については、設計上の考え方を検討のうえ整理されたい。

⑥橋梁の耐久性の向上に向けて取り組まれたい。

⑦パールロードの交通量予測を含めて将来交通量を検討されたい。

事業主体の対応方針

三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点を踏まえて再評価を行った結果、同要綱第5条第1項に該当すると判断されるため当事業を継続したいと考えています。